

宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営並びに介護予防・日常生活支援総合事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱（平成29年告示第71-5号）の一部を改正する告示 新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
<p>宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営並びに介護予防・日常生活支援総合事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱</p> <p>第1条～第6条 （略）</p> <p>（管理者） 第7条 訪問型サービス相当事業者は、訪問型サービス相当事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、訪問型サービス相当事業所の管理上支障がない場合は、当該訪問型サービス事業所の他の職務に従事し、又は、<u>他の事業所</u>、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第8条～第29条 （略）</p> <p>（掲示） 第30条 （略） 1～2 （略） <u>3 訪問型サービス相当事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>（記録の整備） 第39条 （略） (1)～(2) （略） <u>(3) 第41条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p>	<p>宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営並びに介護予防・日常生活支援総合事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱</p> <p>第1条～第6条 （略）</p> <p>（管理者） 第7条 訪問型サービス相当事業者は、訪問型サービス相当事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、訪問型サービス相当事業所の管理上支障がない場合は、当該訪問型サービス事業所の他の職務に従事し、又は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第8条～第29条 （略）</p> <p>（掲示） 第30条 （略） 1～2 （略） (新設)</p> <p>（記録の整備） 第39条 （略） (1)～(2) （略） (新設)</p>

(訪問型サービス相当の具体的取扱方針)

第41条 (略)

(1)～(7) (略)

(8) 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(管理者)

第45条

通所型サービス相当事業者は、通所型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、通所型サービス相当事業所の管理上支障がない場合は、当該サービス相当事業所の他の職務に従事し、又は、他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(通所型サービス相当の具体的取扱方針)

第55条 (略)

(1)～(7) (略)

(8) 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(改正文)

令和6年4月1日から適用する。ただし、この告示の適用の日から令和7年3月31日までの間は、第30条第3項(第53条、第63条、及び第72条において準用する場合を含む。)中、「訪問型サービス相当事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(訪問型サービス相当の具体的取扱方針)

第41条 (略)

(1)～(7) (略)

(新設)

(管理者)

第45条

通所型サービス相当事業者は、通所型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、通所型サービス相当事業所の管理上支障がない場合は、当該サービス相当事業所の他の職務に従事し、又は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(通所型サービス相当の具体的取扱方針)

第55条 (略)

(1)～(7) (略)

(新設)

(改正文)

